

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-5-5	汚水柵・マンホール工 1 汚水柵・マンホール工の施工については、 <u>公園緑地編3-4-4集水柵工および3-4-9マンホール工</u> の規定によるものとする。 2 <u>請負者は、汚水柵およびマンホールのインバートの施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u>	3-5-5	汚水柵・マンホール工 1 汚水柵・マンホール工の施工については、 <u>公園緑地編3-4-8集水柵・マンホール工</u> の規定による。 2 汚水柵及びマンホールのインバートの施工については、 <u>以下の各号の規定による。</u>	条項の修正 表現の修正
3-5-6	浄化槽工 4 均しコンクリートの施工については、 <u>公園緑地編3-3-4貯水施設工</u> の規定によるものとする。 5 <u>コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</u> 9 <u>請負者は、ユニット形浄化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な碎石があたらないよう特に注意して施工しなければならない。</u> 12 <u>請負者は、浄化槽の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u>	3-5-6	浄化槽工 4 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、 <u>第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</u> 8 <u>受注者は、ユニット形浄化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な碎石があたらないよう特に注意して施工しなければならない。</u> 11 浄化槽の施工については、 <u>以下の各号の規定による。</u>	再編による変更及び削除 表現の修正
第6節 3-6-1	電気設備工 一般事項 1 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、作業土工、電線管路工その他これらに類する工種について定めるものとする。 2 <u>請負者は、設計図書に定めのない事項については、電気設備工事共通仕様書、電気通信設備工事共通仕様書の規定によるなければならない。</u>	第6節 3-6-1	電気設備工 一般事項 1 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、 <u>監視カメラ設置工、電気設備修繕工</u> 、作業土工、電線管路工その他これらに類する工種について定める。 2 <u>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、電気通信設備工事共通仕様書の規定による。</u>	再編による工種の追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-6-2	<p>材 料</p> <p>1 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。  <u>JIS A 5303（遠心力鉄筋コンクリート管）</u>  <u>JIS A 5321（鉄筋コンクリートケーブルトラフ）</u>                      JIS C 3401（制御用ケーブル）                      JIS C 3605（600Vポリエチレンケーブル）                      JIS C 3606（高圧架橋ポリエチレンケーブル）                      JIS C 3653（<u>波付硬質ポリエチレン管</u>）                      JIS C 4620（キュービクル式高圧受電設備）                      JIS C 8105（<u>照明器具通則</u>）                      JIS C 8305（鋼製電線管）                      JIS C <u>8330</u>（ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管）                      JIS C 8430（硬質ビニル電線管）                      JIS C 8411（合成樹脂製可とう電線管）</p>	3-6-2	<p>材 料</p> <p>1 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。  <u>JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）</u>                      JIS C 3401（制御用ケーブル）                      JIS C 3605（600Vポリエチレンケーブル）                      JIS C 3606（高圧架橋ポリエチレンケーブル）                      JIS C 3653（<u>電力用ケーブルの地中埋設の施工方法－波付硬質合成樹脂付属書1管</u>）                      JIS C 4620（キュービクル式高圧受電設備）                      JIS C 8105（<u>照明器具－安全性要求事項通達～性能要求事項通達</u>）                      JIS C 8305-1～3（鋼製電線管）                      JIS C <u>8380</u>（ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管）                      JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）                      JIS C 8411（合成樹脂製可とう電線管）</p>	JIS規格と整合
3-6-3	<p>照明設備工</p> <p>1 <u>請負者は、ハンドホールの施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u>  <u>（1）請負者は、ハンドホールの施工については、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</u>  <u>（2）請負者は、保護管との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の容積配合のモルタルを用いて施工しなければならない。</u></p>	3-6-3	<p>照明設備工</p> <p>1 ハンドホール工の施工については、<u>第3編2-3-21ハンドホール工</u>の規定による。</p>	再編による追記
3-6-6	<p>電線管路工</p> <p>1 <u>請負者は、電線の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u>  <u>（3）請負者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルにあっては、仕上がり外径の6倍以上としなければならない。</u></p> <p>3 <u>請負者は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を超えてはならない。</u></p>	3-6-8	<p>電線管路工</p> <p>1 電線の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u>  <u>（3）受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルにあたっては、単心以外の場合は、仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。</u></p> <p>3 <u>受注者は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径（内側内径とする）は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を超えてはならない。</u></p>	表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第7節 3-7-1	園路広場整備工 一般事項 1 本節は、園路広場整備工として舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、 <u>アスファルト系園路工、コンクリート系園路工、土系園路工、レンガ・タイル系園路工、木系園路工、樹脂系園路工、石材系園路工</u> 、園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工その他これらに類する工種について定める <u>ものとする。</u>  3 <u>請負者</u> は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、 <u>その処置方法について</u> 監督職員と協議しなければならない。  5 <u>請負者</u> は、表面排水勾配の配置については、設計図書で示されていない場合は、表3-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部については、監督職員と協議しなければならない。	第7節 3-7-1	園路広場整備工 一般事項 1 本節は、園路広場整備工として <u>舗装撤去工</u> 、舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、 <u>透水性舗装工、アスファルト系舗装工、コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工、舗装仮復旧工</u> 、園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工、 <u>作業土工、植樹ブロック工</u> その他これらに類する工種について定める。  3 <u>受注者</u> は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。  5 <u>受注者</u> は、表面排水勾配の配置については、設計図書で示されていない場合は、表3-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部については、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	再編による工種の追記
3-7-2	材 料 2 <u>請負者</u> は、舗装工において、使用する材料のうち試験が伴う材料については、 <u>舗装試験法便覧</u> の規格に基づき試験を実施しなければならない。  4 アスファルト舗装工、 <u>排水性アスファルト舗装工、公園アスファルト舗装工</u> で使用する材料については、 <u>第3編2-6-2アスファルト舗装の材料</u> の規定による <u>ものとする。</u>  5 <u>コンクリート系園路工、土系園路工、レンガ・タイル系園路工、木系園路工、樹脂系園路工、石材系園路工</u> で使用する材料については、設計図書によるものとし、指定のない場合は <u>第3編2-6-2アスファルト舗装の材料、2-6-3コンクリート舗装の材料</u> の規定による <u>ものとする。</u>	3-7-2	材 料 2 <u>受注者</u> は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、 <u>「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）</u> の規格に基づき試験を実施する。 <u>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u>  4 アスファルト舗装工、排水性舗装工、 <u>透水性舗装工、アスファルト系舗装工</u> で使用する材料については、 <u>第3編2-6-3アスファルト舗装の材料</u> の規定による。  5 <u>コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工</u> で使用する材料については、設計図書によるものとし、指定のない場合は <u>第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料</u> の規定による。	表現の修正  表現の修正  適用諸基準の改正
				再編による工種の追記  条項の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
6	園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書に <u>よるものとする。</u>	6	園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書に <u>よらなければならない。</u>	表現の修正
8	施設仕上げ工の材料については、 <u>建築工事共通仕様書10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、17章塗装工事の規定によるものとする。</u>	8	施設仕上げ工の材料については、 <u>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。</u>	条項の修正
		3-7-3	<u>舗装撤去工</u>	再編による工種の追記
		1	<u>受注者は、舗装版切断の施工については、設計図書によらなければならない。</u>	
		2	<u>受注者は、舗装版粉砕の施工については、設計図書によらなければならない。</u>	
		3	<u>受注者は、路面切削の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。</u>	
		4	<u>受注者は、設備搬入を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</u>	
3-7-5	排水性舗装工	3-7-6	排水性舗装工	再編による削除
1	排水性舗装工の施工については、 <u>第3編2-6-5アスファルト舗装工</u> の規定による <u>ものとする。</u>		排水性舗装工の施工については、 <u>第3編2-6-9排水性舗装工</u> の規定による。	
2	<u>請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第5章施工及び第9章9-5-5排水性舗装工の施工の規定、プラント再生舗装技術指針路盤の施工及び基層・表層の施工の規定および第3編2-6-5アスファルト舗装の規定によるものとする。</u>			
		3-7-7	<u>透水性舗装工</u>	再編による工種の追記
			<u>透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。</u>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-7-6	<p><u>アスファルト系園路工</u> アスファルト系園路工の路盤施工については、第3編2-6-5アスファルト舗装工、第3編2-6-7薄層カラー舗装工、アスファルト舗装要綱第5章施工及び第9章9-5-5排水性舗装工の施工の規定、プラント再生舗装技術指針路盤の施工及び基層・表層の施工の規定によるものとする。</p>	3-7-8	<p><u>アスファルト系舗装工</u> アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-9排水性舗装工、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。</p>	条項の修正
3-7-7	<p><u>コンクリート系園路工</u> 1 <u>コンクリート系園路工の路盤施工</u>については、第3編2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。</p> <p>2 <u>請負者は、インターロッキング舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>4 <u>請負者は、コンクリート平板舗装、擬石平板舗装、洗い出し平板舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u> (1) <u>請負者は、設計図書に定めのない場合は、施工図を作成し、監督職員に承諾を得なければならない。</u>なお、施工図は、舗装パターン、縁石、工作物との取合いおよび伸縮目地を考慮し作成しなければならない。</p>	3-7-9	<p><u>コンクリート系舗装工</u> 1 <u>コンクリート系舗装工の路盤施工</u>については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p>2 <u>インターロッキング舗装の施工については、以下の各号の規定による。</u></p> <p>4 <u>平板舗装の施工については、以下の各号の規定による。</u>  (1) <u>受注者は、設計図書に定めのない場合は、施工図を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u>なお、施工図は、舗装パターン、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。</p>	条項の修正   表現の修正
3-7-8	<p><u>土系園路工</u> 1 <u>土系園路工の路盤施工</u>については、第3編2-6-5アスファルト舗装工及び第3編2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。</p> <p>2 <u>請負者は、土舗装工の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>3 <u>請負者は、芝舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>4 <u>請負者は、砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工について、下記の事項により施工しなければならない。</u></p>	3-7-10	<p><u>土系舗装工</u> 1 <u>土系舗装工の路盤施工</u>については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p>2 <u>土舗装工の施工については、以下の各号の規定による。</u></p> <p>3 <u>芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。</u></p> <p>4 <u>耐踏圧性芝生舗装の施工については、芝舗装の規定によるものとするほか、以下の規定による。</u></p> <p>5 <u>砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工については、以下の各号の規定による。</u></p>	条項の修正  表現の修正  表現の修正  表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-7-9	<p><u>レンガ・タイル系園路工</u></p> <p>1 <u>レンガ・タイル系園路工の路盤施工については、第3編2-6-5アスファルト舗装工及び第3編2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。</u></p> <p>2 <u>請負者は、レンガ舗装、タイル舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u>                      (3) <u>レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については設計図書によるものとする。</u></p>	3-7-11	<p><u>レンガ・タイル系舗装工</u></p> <p>1 <u>レンガ・タイル系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</u></p> <p>2 <u>レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の各号の規定による。</u>                      (3) <u>レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については設計図書によらなければならない。</u></p>	<p>条項の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>
3-7-10	<p><u>木系園路工</u></p> <p>1 <u>木系園路工の路盤施工については、第3編2-6-5アスファルト舗装工及び第3編2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。</u></p> <p>2 <u>請負者は、チップ舗装の施工については、設計図書によるものとする。</u></p> <p>3 <u>請負者は、木レンガ舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u></p>	3-7-12	<p><u>木系舗装工</u></p> <p>1 <u>木系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</u></p> <p>2 <u>受注者は、チップ舗装の施工については、設計図書によらなければならない。</u></p> <p>3 <u>木レンガ舗装の施工については、以下の各号の規定による。</u></p> <p>5 <u>受注者は、枕木舗装の施工については、設計図書によらなければならない。</u></p>	<p>条項の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>
3-7-11	<p><u>樹脂系園路工</u></p> <p>1 <u>樹脂系園路工の路盤の施工については、第3編2-6-5アスファルト舗装工及び第3編2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。</u></p> <p>2 <u>樹脂系園路の表層の施工については、設計図書によるものとする。</u></p>	3-7-13	<p><u>樹脂系舗装工</u></p> <p>1 <u>樹脂系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</u></p> <p>2 <u>樹脂系舗装の表層の施工については、設計図書によらなければならない。</u></p> <p>3 <u>受注者は、ゴムチップ舗装の施工については、設計図書によらなければならない。</u></p>	<p>条項の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>再編による追記</p>

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-7-12	<p>石材系園路工</p> <p>1 <u>石材系園路工の路盤の施工</u>については、<u>第3編2-6-5アスファルト舗装工及び第3編2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。</u></p> <p>3 <u>請負者</u>は、平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、<u>野面平石張舗装、修景割板石張舗装</u>、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段の施工については、<u>下記の規定によるものとする。</u>                      (1) <u>請負者</u>は、張りパターンについて設計図書に定めのない場合は、施工図を作成し、監督職員に<u>承諾を得なければならない。</u>なお、施工図は、張り模様、縁石、工作物との取り合いおよび伸縮目地を考慮し作成しなければならない。</p>	3-7-14	<p>石材系舗装工</p> <p>1 <u>石材系舗装工の路盤施工</u>については、<u>第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</u></p> <p>3 平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段、飛石の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u>                      (1) <u>受注者</u>は、張りパターンについて設計図書に定めのない場合は、施工図を作成し、監督職員に<u>提出しなければならない。</u>なお、施工図は、張り模様、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。</p>	条項の修正
		3-7-15	<p><u>舗装仮復旧工</u>  <u>舗装仮復旧工の施工</u>については、<u>公園緑地編3-7-4舗装準備工、公園緑地編3-7-5アスファルト舗装工、公園緑地編3-7-8アスファルト系舗装工、公園緑地編3-7-9コンクリート系舗装工の規定による。</u></p>	再編による工種の追記
3-7-13	<p>園路縁石工</p> <p>1 <u>請負者</u>は、<u>コンクリート縁石の施工</u>については、<u>第3編2-3-8縁石工</u>の規定によるもののほか、<u>下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>2 <u>請負者</u>は、<u>ごろた石縁石、玉石縁石、野面石縁石、割石縁石、小舗石縁石、雑割石縁石、切石縁石</u>の施工については、設計意図を十分理解したうえで、<u>下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>3 (4) <u>請負者</u>は、<u>雑割石縁石の施工にあたっては</u>、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。</p>	3-7-16	<p>園路縁石工</p> <p>1 <u>園路縁石工の施工</u>については、<u>第3編2-3-5縁石工</u>の規定によるもののほか、<u>以下の各号の規定による。</u>                      (3) <u>受注者</u>は、<u>現場打縁石</u>については、<u>設計図書によらなければならない。</u></p> <p>2 <u>レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）、石材縁石</u>の施工については、設計意図を十分理解したうえで、<u>以下の各号の規定による。</u></p> <p>3 (4) <u>受注者</u>は、<u>雑割石縁石の施工</u>については、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。  <u>受注者</u>は、<u>縁石高さ調整の施工</u>については、<u>設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</u></p>	条項の修正  表現の修正  表現の修正
				再編による追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-7-14	区画線工 区画線工の施工については、 <u>第3編2-3-12区画線工</u> の規定による <u>ものとする。</u>	3-7-17	区画線工 1 区画線工の施工については、 <u>第3編2-3-9区画線工</u> の規定による。  2 <u>ロープ区画線及びロープ止めの施工については、設計図書によらなければならない。</u>	条項の修正  再編による追記
3-7-15	階段工 階段工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、公園緑地編第3章第7節園路広場工および公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工によるもののほか、設計図書に <u>よるものとする。</u>	3-7-18	階段工 1 階段工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第3編2-3-22階段工の規定、 <u>公園緑地編3-13施設仕上げ工によるもののほか、設計図書によらなければならない。</u>  2 <u>受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう施工しなければならない。</u>  3 <u>受注者は、階段高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</u>  4 <u>受注者は、手すりの施工については、公園緑地編3-11-8柵工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。</u>	表現の修正  再編による追記
3-7-16	公園橋工 公園橋工の施工については、 <u>公園緑地編3-7-15階段工の規定によるものとする。</u>	3-7-19	公園橋工 1 <u>受注者は、公園橋工の施工については、以下の各号の規定による。</u> <u>(1)受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>  <u>(2)橋台の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、公園緑地編3-3-4貯水施設工、公園緑地編3-13施設仕上げ工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。</u> <u>(3)橋設置の施工については、設計図書によらなければならない。</u>	再編による追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-7-17	デッキ工 デッキ工の施工については、 <u>公園緑地編3-7-15階段工の規定によるものとする。</u>	3-7-20	デッキ工 デッキ工の施工については、 <u>公園緑地編3-7-19公園橋工の規定による。</u>	再編による追記
3-7-18	視覚障害者誘導用ブロック工 1 <u>請負者</u> は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督職員の <u>承諾を得なければならない。</u> 2 <u>請負者</u> は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針による <u>ものとする。</u>	3-7-21	視覚障害者誘導用ブロック工 1 <u>受注者</u> は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督職員に <u>提出しなければならない。</u> 2 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、 <u>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工</u> の規定による。 3 <u>視覚障害者誘導点字シートの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によるものほか、設計図書による。</u>	
		3-7-22	<u>作業土工（床掘り・埋戻し）</u> <u>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</u>	再編による追記
		3-7-23	<u>植樹ブロック工</u> <u>植樹ブロック工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。</u>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第8節	修景施設整備工	第8節	修景施設整備工	再編による追記
3-8-1	<p>一般事項</p> <p>1 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工、作業土工、<u>流れ工、滝工、池工、州浜工、壁泉工、カスケード工、カナル工</u>その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>4 修景施設の仕上げについては、<u>公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工</u>によるものとする。</p>	3-8-1	<p>一般事項</p> <p>1 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工、<u>小規模水景施設工、修景施設修繕工</u>、作業土工、<u>水景施設工</u>その他これらに類する工種について定める。</p> <p>4 修景施設の仕上げについては、<u>公園緑地編3-13施設仕上げ工</u>の規定による。</p>	
3-8-2	材 料	3-8-2	材 料	再編による追記
4	<u>請負者</u> は、修景施設整備工に使用する木材については、 <u>製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格</u> による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督職員に提出しなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	4	<u>受注者</u> は、修景施設整備工に使用する木材については、 <u>針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格</u> による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督職員に提出しなければならない。なお、これにより難しい場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員の承諾を得るものとする。	
3-8-3	石組工	3-8-3	石組工	表現の修正
2	<u>請負者</u> は、石組工の施工については、現地の状況により、設計図書により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	2	<u>受注者</u> は、石組工の施工については、現地の状況により、設計図書により難しい場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	
3	<u>請負者</u> は、石の据付けについては、設計図書に <u>定めのない場合は</u> 、石の位置、向き、深さについて監督職員と協議しなければならない。	3	<u>受注者</u> は、石の据付けにおける石の位置、向き、深さについては、設計図書により <u>難しい場合は</u> 、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	表現の修正
3-8-4	添景物工	3-8-4	添景物工	表現の修正
	添景物工の施工については、設計図書によるものとするほか、 <u>公園緑地編3-8-3石組工</u> の規定によるものとする。		添景物工の施工については、 <u>公園緑地編3-8-3石組工、公園緑地編3-13施設仕上げ工</u> の規定によるもののほか、設計図書に <u>よらなければならない。</u>	
3-8-5	袖垣・垣根工	3-8-5	袖垣・垣根工	表現の修正
	袖垣・垣根工の施工については、設計図書に <u>よるものとする。</u>		袖垣・垣根工の施工については、設計図書に <u>よらなければならない。</u>	
3-8-6	花壇工	3-8-6	花壇工	表現の修正
	花壇工の施工については、設計図書に <u>よるものとする。</u>		花壇工の施工については、設計図書に <u>よらなければならない。</u>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-8-7	トレリス工 トレリス工の施工については、 <u>設計図書によるものとする。</u>	3-8-7	トレリス工 トレリス工の施工については、 <u>公園緑地編3-11-8柵工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。</u>	表現の修正
3-8-8	モニュメント工 モニュメント工の施工については、設計図書に <u>よるものとする。</u>	3-8-8	モニュメント工 モニュメント工の施工については、設計図書に <u>よらなければならない。</u>	表現の修正
		3-8-9	<u>小規模水景施設工</u> 1 <u>流れ、滝、池、州浜、壁泉、カスケード、カノールの施工については、以下の各号の規定による。</u> <u>(1)受注者は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所における、シーリング材の充填により水漏れ防止を行わなければならない。</u> <u>(2)受注者は、防水の施工については、設計図書によらなければならない。</u> <u>(3)受注者は、防水の施工については、防水シートを使用する場合は、接合部の設計図書に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。</u> <u>(4)石積の護岸の施工については、公園緑地編1-8-8石積工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。</u> <u>(5)石張の施工については、公園緑地編3-7-14石材系舗装工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。</u> <u>(6)流れ工の仕上げの施工については、公園緑地編3-13施設仕上げ工の規定による。</u>	再編による工種の追記
			2 <u>受注者は、小規模水景施設工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。</u>	
			3 <u>受注者は、小規模水景施設工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	
		3-8-10	<u>修景施設修繕工</u> <u>修景施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	再編による工種の追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		3-8-11	<del>作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</del>	再編による工種の追記
		3-8-12	<del>水景施設工 水景施設工の施工については、公園緑地編3-8-9小規模水景施設工の規定による。</del>	再編による工種の追記
3-8-10	<del>流れ工 請負者は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所における、シーリング材の充填により水漏れ防止を行わなければならない。</del>			再編による削除
1	<del>請負者は、防水の施工については、設計図書によるものとする。</del>			
2	<del>請負者は、防水の施工については、防水シートを使用する場合は、接合部の設計図書に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。</del>			
3	<del>石積の護岸の施工については、公園緑地編1-8-10石積工の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。</del>			
4	<del>石張りの施工については、公園緑地編3-7-12石材系園路工の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。</del>			
5	<del>流れ工の仕上げの施工については、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるものとする。</del>			
6	<del>流れ工の仕上げの施工については、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるものとする。</del>			
3-8-11	<del>滝工 滝工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。</del>			
3-8-12	<del>池工 池工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。</del>			

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-8-13	<p><u>州浜工</u>  <u>州浜工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。</u></p>			再編による削除
3-8-14	<p><u>壁泉工</u>  <u>壁泉工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。</u></p>			
3-8-15	<p><u>カスケード工</u>  <u>カスケード工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。</u></p>			
3-8-16	<p><u>カナル工</u>  <u>カナル工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。</u></p>			
3-9-1	<p>一般事項                      1 本節は、遊戯施設整備工として、遊具組立設置工、作業土工、<u>砂場工</u>、現場打遊具工、<u>徒渉池工</u>、その他これらに類する工種について定める<u>ものとする。</u>                      2 <u>請負者</u>は、遊戯施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。                      3 遊戯施設の仕上げについては、<u>公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工</u>による<u>ものとする。</u></p>	3-9-1	<p>一般事項                      1 本節は、遊戯施設整備工として、遊具組立設置工、<u>小規模現場打遊具工</u>、<u>遊具施設修繕工</u>、作業土工、現場打遊具工その他これらに類する工種について定める。                      2 <u>受注者</u>は、遊戯施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。                      3 <u>受注者は、遊戯施設整備工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。</u>                      4 <u>受注者は、遊戯施設整備工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>                      5 遊戯施設の仕上げについては、<u>公園緑地編3-13施設仕上げ工</u>の規定による。</p>	再編による追記
3-9-2	材 料	3-9-2	<p>材 料                      1 <u>受注者は、遊戯施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u></p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1	<p>遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 鉄鋼系                      JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)                      JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)                      JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)                      JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)                      JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)                      JIS 規格品 その他鋼材</p> <p>(2) ステンレス系                      JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼)                      JIS G 4303 (ステンレス鋼棒)                      JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)                      JIS 規格品 その他ステンレス鋼材</p> <p>(3) 非鉄金属系                      JIS H 4000 (アルミニウム合金の板及び条)                      JIS H 4080 (アルミニウム合金継目無管)                      JIS 規格品 その他非鉄金属系</p> <p>(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。                      JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)  <u>JIS G 5703 (白心可鍛鋳鉄品)</u></p>	2	<p>遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 鉄鋼系                      JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)                      JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)                      JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)                      JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)                      JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)                      JIS規格品 その他鋼材</p> <p>(2) ステンレス系                      JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)                      JIS G 4303 (ステンレス鋼棒)                      JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)                      JIS規格品 その他ステンレス鋼材</p> <p>(3) 非鉄金属系                      JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)                      JIS H 4080 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)                      JIS規格品 その他非鉄金属系</p> <p>(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。                      JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)  <u>JIS G 5705 (可鍛鋳鉄品)</u></p>	<p>JIS 規格と整合</p>
2	<p><u>請負者</u>は、遊戯施設整備工に使用する木材については、<u>次の下記の事項によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>請負者</u>は、木材については、<u>製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品</u>とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督職員に提出しなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(2) 木材の仕上げ、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については設計図書に<u>よるものとする。</u></p>	3	<p>遊戯施設整備工に使用する木材については、<u>以下の各号の規定による。</u></p> <p>(1) <u>受注者</u>は、<u>遊具施設整備工に使用する</u>木材については、<u>針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品</u>とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督職員に提出しなければならない。なお、これにより難い場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(2) 木材の仕上げ、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については設計図書に<u>よらなければならない。</u></p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3	石材については、種類、品質、規格、仕上げは設計図書に <u>よるものとする。</u>	4	石材については、種類、品質、規格、仕上げは、設計図書に <u>よらなければならない。</u>	表現の修正
9	<u>請負者は、遊戯施設整備工に使用する機能および意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品および性能品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u>			再編による削除
3-9-3	遊具組立設置工	3-9-3	遊具組立設置工	再編による追記
7	<u>請負者は、遊具の木工事については、下記の事項により施工しなければならない。</u> (4) <u>請負者は、継手および仕口の明示のない場合は、監督職員と協議しなければならない。</u>	7	<u>遊具の木工事については、以下の各号の規定による。</u> (4) <u>受注者は、継手及び仕口の明示のない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u> <u>安全柵の施工については、設計図書によるもののほか、公園緑地編3-11-8柵工の規定による。</u>	
		10	<u>受注者は、安全マットの施工については、設計図書によらなければならない。</u>	
		3-9-4	<u>小規模現場打遊具工</u> <u>受注者は、小規模現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。</u>	再編による工種の追記
		3-9-5	<u>遊具施設修繕工</u> <u>遊具施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	再編による工種の追記
		3-9-7	<u>現場打遊具工</u> <u>現場打遊具工の施工については公園緑地編3-9-4小規模現場打遊具工の規定による。</u>	再編による工種の追記
3-9-5	<u>砂場工</u> <u>請負者は、砂場工の施工については、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸みを付け、安全性に留意しなければならない。</u>			再編による削除

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-9-6	現場打遊具工 請負者は、現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。			再編による削除
3-9-7	徒歩池工 請負者は、徒歩池工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。			再編による削除
第10節 3-10-1	サービス施設整備工 一般事項 1 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、野外炉工、サイン施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。	第10節 3-10-1	サービス施設整備工 一般事項 1 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、野外炉工、炊事場工、サイン施設工、サービス施設修繕工その他これらに類する工種について定める。	再編による追記
3-10-4	水飲み場工  3 水飲みの仕上げについては設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるものとする。	3-10-4	水飲み場工 1 受注者は、水飲み場工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。 2 受注者は、水飲み場工については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	再編による追記
3-10-6	ベンチ・テーブル工 1 請負者は、ベンチおよびスツールの施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地ならしして、十分転圧しなければならない。 2 請負者は、野外卓の施工については、テーブル板および腰掛け板は、水平に取り付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取り付けは、丸釘またはボルトで堅固に取り付け、表面を平滑に仕上げなければならない。	3-10-6	ベンチ・テーブル工 1 受注者は、ベンチ・スツール及び縁台の施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地均しして、十分転圧しなければならない。 2 受注者は、野外卓及びテーブルの施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付けは、丸釘またはボルトで堅固に取付け、表面を平滑に仕上げなければならない。	条項の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-10-7	2 野外炉工 請負者は、野外炉工の仕上げについては、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、 <u>公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によらなければならない。</u>	3	<u>受注者は、ベンチ・テーブル工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。</u>	再編による追記
		4	<u>受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</u>	
		5	<u>受注者は、ベンチ・テーブル工については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	
		2	2 野外炉工 受注者は、野外炉工の仕上げについては、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、 <u>公園緑地編3-13施設仕上げ工の規定による。</u>	条項の修正
3-10-8		3-10-8	<u>炊事場工                      炊事場工の施工については、設計図書によるものとするほか、公園緑地編3-10-4水飲み場工、公園緑地編3-10-7野外炉工の規定による。</u>	再編による工種の追記
		3-10-10	<u>サービス施設修繕工                      サービス施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	再編による工種の追記
第11節 3-11-1	管理施設整備工 一般事項 1 本節は、管理施設整備工として、リサイクル施設工、ごみ焼却施設工、ごみ施設工、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲揚ポール工その他これらに類する工種について定める <u>ものとする。</u>	第11節 3-11-1	管理施設整備工 一般事項 1 本節は、管理施設整備工として、リサイクル施設工、ごみ焼却施設工、ごみ施設工、 <u>井戸工</u> 、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲揚ポール工、 <u>反射鏡工</u> 、 <u>境界工</u> 、 <u>管理施設修繕工</u> その他これらに類する工種について定める。	再編による工種の追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-11-2	材 料 1 管理施設整備工で使用する材料については、公園緑地編3-9-2材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、種類、規格、防錆処理については設計図書に <u>よるものとする。</u> JIS A 6518 （ネットフェンス構成部材） JIS G 3552 （ひし形金網）	3-11-2	材 料 1 管理施設整備工で使用する材料については、公園緑地編3-9-2材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、種類、規格、防錆処理については設計図書に <u>よらなければならない。</u> JIS A 6518 （ネットフェンス構成部材） JIS G 3552 （ひし形金網）	表現の修正
3-11-3	リサイクル施設工 2 リサイクル施設の施工については、設計図書によるものとする。	3-11-3	リサイクル施設工 1 リサイクル施設の施工については、設計図書によるものとする。 <u>これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	表現の修正
3-11-5	ごみ施設工 1 <u>請負者</u> は、 <u>くず箱</u> 、吸い殻入れの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。  2 <u>請負者</u> は、ごみ置場の仕上げについては、 <u>公園緑地編第3章第13節</u> 施設仕上げ工の規定に <u>よらなければならない。</u>	3-11-5	ごみ施設工 1 <u>ごみ施設の施工については、設計図書によらなければならない。</u> 2 <u>受注者</u> は、 <u>くず入れ</u> 、吸殻入れの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。 3 <u>受注者</u> は、ごみ置場の仕上げについては、 <u>公園緑地編3-13</u> 施設仕上げ工の規定に <u>よる。</u>	表現の修正
		3-11-6	<u>井戸工</u> 1 <u>さく井の施工については、設計図書によらなければならない。</u> <u>なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第7編さく井設備工事の規定による。</u> 2 <u>受注者は、手押ポンプの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</u> 3 <u>受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。</u> <u>なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。</u>	再編による工種の追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-11-6	<p>門扉工  <u>請負者は、門扉の施工については、公園緑地編3-11-5ごみ施設工の規定によらなければならない。</u></p>	3-11-7	<p>門扉工                      1 <u>門壁、門柱の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、公園緑地編3-3-4貯水施設工、公園緑地編3-13施設仕上げ工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。</u>                      2 <u>受注者は、門扉の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施設するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</u></p>	再編による追記
3-11-7	<p>柵工                      1 <u>請負者は、フェンスの施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u></p>	3-11-8	<p>柵工                      1 <u>フェンス及び柵の施工については、以下の各号の規定による。</u>                      4 <u>転落(横断)防止柵の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</u>                      5 <u>ガードレール・ガードケーブル及びガードパイプの施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</u></p>	表現の修正 再編による追記
3-11-8	<p>車止め工                      1 <u>請負者は、車止めの設置位置については、設計図書によるものとし、これに示されない場合は、現地の状況により位置に支障がある場合は、監督職員と協議しなければならない。</u></p>	3-11-9	<p>車止め工                      1 <u>受注者は、車止めの設置位置については、設計図書によるものとし、これに示されない場合または、現地の状況により位置に支障がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u></p>	表現の修正
3-11-9	<p>園名板工                      園名板の施工については、設計図書に<u>よるものとする。</u></p>	3-11-10	<p>園名板工                      園名板の施工については、設計図書に<u>よらなければならない。</u></p>	表現の修正
		3-11-12	<p><u>反射鏡工</u>  <u>反射鏡工の施工については、設計図書によるものとするほか、「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」（日本道路協会、昭和55年12月）の規定による。</u></p>	再編による工種の追記
		3-11-13	<p><u>境界工</u>  <u>境界工の施工については、第10編2-12-3境界工の規定による。</u></p>	再編による工種の追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第12節 3-12-1	建築施設組立設置工 一般事項	3-11-14	<del>管理施設修繕工 管理施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</del>	再編による工種の追記
	1 本節は、建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン（ロッジ）工、温室工、観察施設工、売店工、荷物預かり所工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置場工その他これらに類する工種について定めるものとする。	第12節 3-12-1	建築施設組立設置工 一般事項	1 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン（ロッジ）工、温室工、観察施設工、売店工、荷物預かり所工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置場工、 <u>建築施設修繕工</u> その他これらに類する工種について定める。
	2 建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書に <u>特に定めのない場合は建築工事共通仕様書</u> の規定によるものとする。	2	建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書に <u>よらなければならない。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。</u>	再編による追記
	3 建築施設組立設置工の設備については、 <u>公園緑地編第3章第3節給水設備工、第4節雨水排水設備工、第5節污水排水設備工、第6節電気設備工</u> の規定によるものとする。	3	建築施設組立設置工の設備については、 <u>公園緑地編3-3給水設備工、公園緑地編3-4雨水排水設備工、公園緑地編3-5污水排水設備工、公園緑地編3-6電気設備工</u> の規定による。	
3-12-2	材 料	3-12-2	材 料	
	1 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5001（道路用砕石） JIS A 5006（割栗石） JIS A 5508（くぎ） <u>JIS K 6801（ユリア樹脂木材接着剤）</u> <u>JIS K 6802（フェノール樹脂木材接着剤）</u> JIS K 6804（酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤） JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂） JIS R 3412（ガラスロービング）	1	建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS A 5001（道路用砕石） JIS A 5006（割ぐり石） JIS A 5508（くぎ） <u>JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）</u> JIS K 6804（酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤） JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂） JIS R 3412（ガラスロービング）	JIS規格と整合